

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法、預金保険法等	
規制の名称	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号:03-3506-6000(内線:3537) e-mail: RIA@fsa.go.jp
		電話番号:03-3506-6000(内線:3506) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年5月31日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時、国際的な金融資本市場に不安定要素が依然として存在しているとしていたところ、金融を巡る環境は、その後も、デジタル化の加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化等により変化を続けている。一方、本規制に係る課題、すなわち、「預金者保護や安定的な金融システムの構築(を図っていくこと)」や「国際的な規制の基準に合わせ、銀行の健全性を確保するための規制を見直すこと」は変化しておらず、それらへの対応は引き続き重要である。 なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、遵守費用について概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>(ア)大口信用供与等規制関係 銀行等において、与信管理に係る費用が増加するほか、与信先の調査に係る費用や与信先のグループ範囲を把握するための調査に係る費用が発生する。</p> <p>(イ)外国銀行支店に係る規制関係 外国銀行支店において、国内銀行の最低資本金に相当する金額を積み立てるための費用が増加する。</p> <p>(ウ)金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係 資産及び負債の秩序ある処理の対象となる金融機関等において、報告・資料の徴求又は立入検査に対応するための費用が発生する。</p> <p>上記(ア)及び(ウ)については、銀行等・金融機関等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、銀行等・金融機関等における規制の遵守費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p> <p>なお、上記(ウ)に関連して、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理は、制度新設後、これまでに実施されたことはない。</p> <p>上記(イ)については、外国銀行支店(計56行(2019年4月1日時点))それぞれが、国内銀行の最低資本金に相当する金額(20億円)を積み立てている。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、行政費用について概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>(ア)大口信用供与等規制関係 行政庁(国)において、銀行等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について確認・検証を行うための費用が増加する。</p> <p>(イ)外国銀行支店に係る規制関係 行政庁(国)において、外国銀行支店が国内銀行の最低資本金に相当する金額を適切に積み立てているか等について、確認・検証を行うための費用が発生する。</p> <p>(ウ)金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係 行政庁(国)又は預金保険機構において、金融機関等に対する報告・資料の徴求又は立入検査に伴う費用が発生する。</p> <p>上記(ア)、(イ)及び(ウ)に関して、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、銀行等・外国銀行支店・金融機関等による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p> <p>なお、上記(ウ)に関連して、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理は、制度新設後、これまでに実施されたことはない。</p>	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>(ア)大口信用供与等規制関係 規制の見直しにより、国際的な規制の基準に適合した与信管理がなされることとなり、その結果、銀行等の健全性が確保されたほか、我が国の金融監督に対する評価や我が国銀行等に対する信頼を確保することにつながったものと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかがい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(イ)外国銀行支店に係る規制関係 規制の見直しにより、外国銀行支店において、常時、国内銀行の最低資本金に相当する資産が国内において保全されることとなり、外国銀行支店の健全性の確保や国内の預金者の保護が図られたものと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかがい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(ウ)金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係 規制の見直しにより、行政庁(国)及び預金保険機構は、報告・資料の徴求又は立入検査を実施し、金融機関等の業務又は財産の状況を適時適切に把握できることとなり、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を着実に実施することが可能となったと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかがい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	規制の事前評価時に見込んだ効果とかがい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられる。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかがい離も特段認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、さらなる見直しは特段不要と考える。	
備考		